

「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ

◆部会開催実績

令和元年12月5日（木）、24日（火）
令和2年1月20日（月）、31日（金） 計4回

◆検討内容

第6条、9～24条の条文修正、解説文作成

◆検討結果

第3章 区民と議会

（会議の公開）

第9条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とし、区民に開かれた議会運営に努めるものとします。

~~2 会議の傍聴に必要な事項は、別に定めます。~~

【解説文】

この条は、会議の公開について規定しています。

会議は、人権問題やプライバシー保護の観点など非公開（秘密会）としなければならない場合を除き、誰でも傍聴（会議を見学）することができます。

傍聴以外に、インターネットによるライブ中継（本会議のみ）、録画中継（本会議、予算及び決算特別委員会）による公開も行っているほか、傍聴者が審議内容について理解できるよう委員会資料をホームページ公開するなど、区民に開かれた議会運営を行うよう努めています。

~~傍聴に関する詳しいルールについては、杉並区議会傍聴規則等で定めています。~~

○主な検討内容

- ・条文第2項を削除（委任規定は、最後に条建とする）
- ・会議を非公開とする場合の例示を加え、文章の修正を行った。

(広報活動の充実)

第10条 議会は、区民が議会に関心を持ち、理解を深めることができるよう、議会に関する情報を、広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により積極的に発信するよう努めるものとします。

【解説文】

この条は、議会に関する情報の広報活動について規定しています。

杉並区議会では、議員の紹介、本会議や委員会の日程、議案等の概要と審議結果、会議の記録などの情報を、広報紙「杉並区議会だより」、ホームページを活用して発信しています。

また、定例会等の開催周知のためのポスター掲示や、区議会の仕組みや仕事についてわかりやすくまとめた「ぎかいのしおり」の発行も行っています。

議会に対する区民の理解、関心を得ることができるよう、さまざまな方法による広報活動で、積極的な情報発信に努めることとしています。

○主な検討内容

- ・条文…「多くの区民が議会及び区政に関心が持てるよう」
→「区民が議会に関心を持ち、また理解を深めることができるよう」に修正。
- ・解説文…定例会周知のためのポスター掲示について盛り込み、文章表記の微調整を行った。

(区民意見の反映)

第11条 議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査にあたっては、請願者又は陳情者による説明陳述の機会を設けることができます。

2 議会は、第8条に基づく区民の意見の把握が不十分であると判断した場合等、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めることとします。

3 議会は、法第99条の規定に基づく意見書を、国会又は関係行政庁等に提出することができます。

【解説文】

この条は、議会が区民等からの多様な意見をどのように反映させていくかについて規定しています。

第1項では、請願・陳情を区民等の意見を把握する機会の一つと捉え、適切に審査を行うよう努めることとしています。杉並区議会では、請願、陳情ともに委員会で審査を行っており、審査の際には、提出者が内容の説明をする機会を設けることができることとしています。

第2項では、議案などの審議・審査や調査を行う際に、必要に応じて、関係者や学識経験（大学教授など、学問上の知識を持つ学識者や、専門性の高い知識や経験を持つ有識者など）から直接話を聴く「公聴会制度」、「参考人制度」の活用を努めることとしています。

第3項では、請願・陳情により求められた場合など、必要に応じて、国会や関係行政庁（内閣総理大臣や総務大臣、厚生労働大臣など）、その他の機関に意見書を提出し、課題の解決に努めることとしています。意見書の提出は、議員からの提案により提出する場合もあります。

◆請願・陳情◆

請願・陳情は、区政などに関する事項について議会に対し直接要望できる制度で、杉並区民以外でも提出することができます。

請願は、憲法第16条で認められている国民の権利の一つで、提出する場合は紹介議員が必要です。手続きは地方自治法及び杉並区議会会議規則により定められています。

陳情も、請願と同じく議会に要望する制度ですが、法律による定めはなく、議員の紹介がなくても提出することができます。

○主な検討内容

- ・解説 … 第1項の解説文中、「機会と捉え」→「機会の一つと捉え」に修正した。
(部分)

第4章 議会と区の執行機関

(区長等との関係)

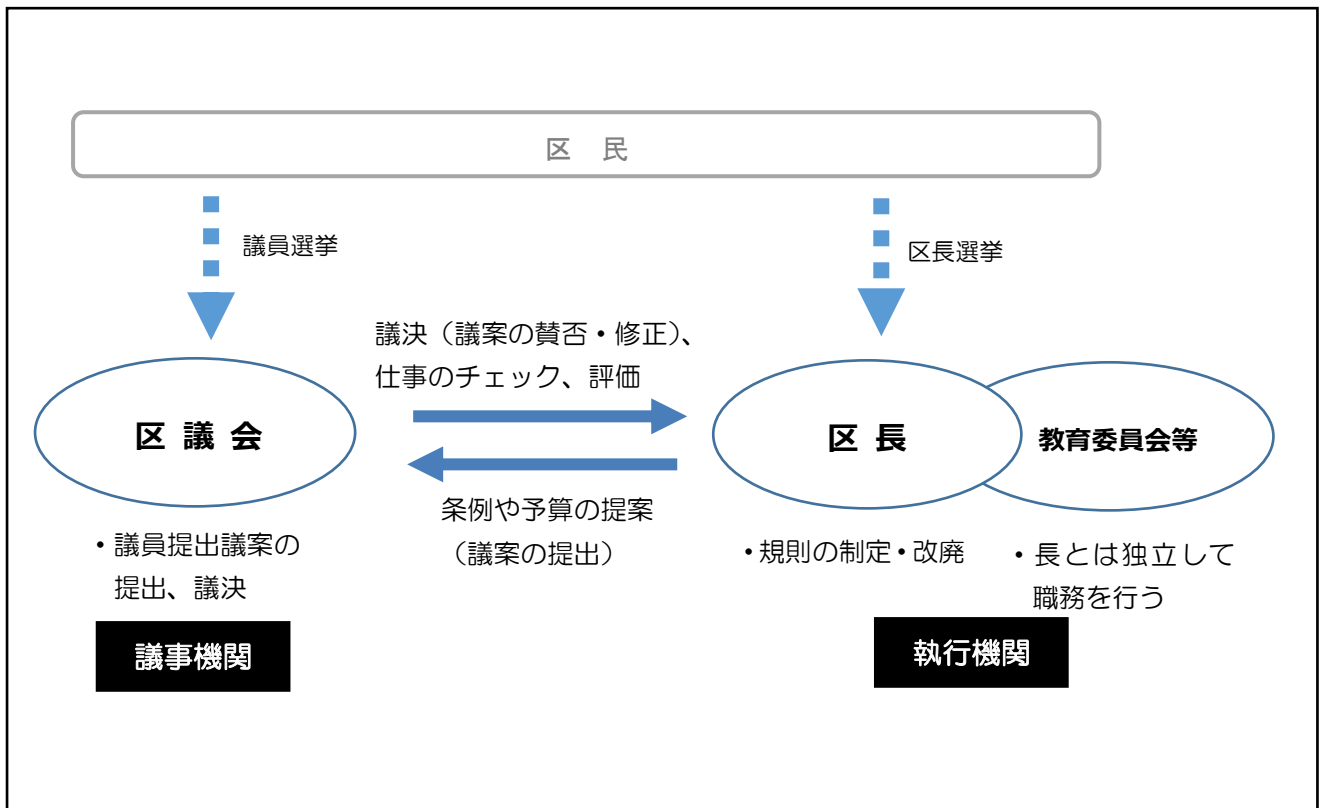
第12条 議会は、区長、教育委員会、その他の執行機関（以下「区長等」という。）に対し、区の議事機関としての役割を果たさなければなりません。

【解説文】

この条では、行政の執行権限を持つ区長等と議決権を持つ議会の関係のあり方について規定しています。

区の事務は、区長以外にも、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各執行機関が行っています。この条例では、その機関すべてを指して「区長等」としています。

区の事務を行う権限を持つ区長等と、区の重要事項（条例の制定・改廃・予算・決算など）について議決（審議・決定）する権限を持つ議会は、車の両輪に例えられる対等な関係です。議会は、執行機関との権限の違いを認識し、その役割を果たさなければならないことを定めています。



○主な検討内容

- ・条文 … 「執行機関との違いを認識し」という表現は不要との意見があり、削除した。
- ・解説 … 区議会と区長等の関係性をあらわす図について、区民も含めた三者の関係図として検討していたが、この条は区議会と区長等の関係についての条文であるため、二者にスポットをあてた図に修正した。
ただし、図の形については再考する予定。

（議決）

- 第13条** 議会は、法第96条第1項の規定に基づき、条例の制定改廃、予算、決算認定、その他の事件を議決しなければなりません。
- 2 議会は、法第96条第2項及び杉並区自治基本条例第14条第1項に基づき、基本構想の策定又は変更を議決しなければなりません。
- 3 議会は、前項に定めるもののほか、必要な事項を議決事件に追加することができます。

【解説文】

この条は、議会が議決する事件（案件）について規定しています。

自治体が議決する案件は、地方自治法第96条第1項で定められています。条例を制定又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定することなど、区政にとって重要なことは執行機関から議案として提出され、議会はそれを議決しなければなりません。議案を審議、審査する過程で議会が修正案を提出し、議決することもあります。

法第 96 条第 2 項では、各自治体の議会で必要と認めたことを、議決事件として条例により追加できるとしています。杉並区議会では、現在、区の最上位の計画である「基本構想」を、議決を経て定めること（自治基本条例第 14 条第 1 項）としており、この条例の第 2 項にも明記しています。

第 3 項では、前項の他にも、必要な議決事項を追加することができることを明記しています。

※議決には、条例、予算、決算など、地方自治体である杉並区としての最終的な決定をする議決（団体意思の議決）と、請願・陳情の採択（不採択）、意見書の提出など、杉並区議会としての意思を決定する議決（機関意思の議決）があります。

○主な検討内容

条文 … 修正なし

解説 … 「事件」→「案件」に置き換えるなど、わかりやすい表現に一部修正。

（執行機関の人事）

第 14 条 議会は、執行機関の人事について、法令の定めに従って議決又は選挙を行わなければなりません。

- | | |
|----------------|--------------|
| 一 副区長 | 選任の同意及び解職 |
| 二 監査委員 | 選任の同意、解職及び罷免 |
| 三 教育長及び教育委員会委員 | 任命の同意、解職及び罷免 |
| 四 選挙管理委員会委員 | 選挙及び解職並びに罷免 |
| 五 農業委員会委員 | 選任の同意及び罷免 |

【解説文】

この条では、議会が議決する執行機関の人事案件について規定しています。

区長が、副区長、監査委員、教育長、教育委員会委員、農業委員会委員の選任、任命や解職（その任務を解くこと）、罷免（本人の意思に反して辞めさせること）を行うにあたっては、議会の同意が必要です。選挙管理委員会委員は、議会で行う選挙により決定し、罷免にあたっては、議会の同意が必要です。

議会は、各法律の定めにより議決・選挙を行わなければなりません。

副区長…法第 87 条及び第 162 条

監査委員…法第 87 条、第 196 条第 1 項及び第 197 条の 2

教育長及び教育委員会委員…地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条並びに第 8 条第 2 項

選挙管理委員会委員…法第 87 条、第 182 条及び第 184 条の 2

農業委員会委員…農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項及び第 11 条

○主な検討内容

- 条文 … 根拠法令の記載を、解説文に移動した。
解説 … 選挙管理委員会委員は選挙で選ばれる旨の記載を追記した。
人権擁護委員候補者、名誉区民の議会同意については、記載を削除した。

(調査及び説明要求)

第15条 議会は、法に定めのある検査権、監査請求権、調査権及び説明要求権等を行することができるほか、区長等に対して資料の提出を求めることができます。

2 議会は、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成21年杉並区条例第41号）の規定により、区民等の意見提出手続を実施した案件については、公表された結果を審議の参考にするものとします。

【解説文】

この条は、議会が区の事務を監視し評価するための、検査権、監査請求権、調査権、説明要求権について規定しています。

第1項で、議会は法第98条、第100条に基づき、執行機関に対して事務に関する書類の調査、施策の内容や予算の使い方などの検査を行い、説明を求める権限があること、また、監査委員に対して区の事務に関する監査の請求を行い、監査結果の報告を求めることができることを明記しています。この他にも、必要に応じて、区長等に対して資料の提出を求めることができますとしています。

第2項では、執行機関に対し、議会での審議、審査にあたって区民等の意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表することを求めており、議会は、その公表結果を議案等の審議、審査の参考にすることを明記しています。

◆区民等の意見提出手続（パブリックコメント）◆

執行機関が、基本構想、計画、義務や権利に関わる条例などの策定を行う場合、あらかじめ案を公表し、区民等の意見を求める手続きのことです。「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、実施されています。

○主な検討内容

- ・議会内部の調査権についても記載することとし、第6条（議長の役割）に追加した。

(議長の役割)

第6条 議員の直接選挙により選ばれた議長は、法の定めるところにより、議会を代表します。

2 議長は、公正かつ中立的な立場から議場の秩序を保持し、議事を整理し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければなりません。

3 議長は、前項で定める議会運営の実現のために、必要に応じて調査を行い、任免権者として事務局職員を適切に指揮監督し、議会の事務の円滑な実施に努めなければなりません。

【解説文】

この条は、議長の役割について規定しています。

議長は議員の中から選挙で選ばれ、議会を代表します。

議長は、公正で中立的な立場をとり、議場で行われる本会議の秩序を保ち、会議の進行を行うほか、議員の意見を聴き、効率の良い議会運営を行わなければなりません。

その実現のために、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、連絡調整や必要に応じて調査を行うなど全体を統括して、議会の事務が支障なく行われるよう努める役割を担っています。

第5章 議会の会期

(定例会)

第16条 定例会は、杉並区議会定例会の回数に関する条例（昭和31年杉並区条例第13号）の定めるところにより区長が招集し、議決により会期を定めるものとします。

【解説文】

この条は、定例会（定期的に招集される議会の会議）について規定しています。

定例会を開くために議員を招集する権限は区長が持っており、「杉並区議会定例会の回数に関する条例」によって年4回招集することが定められています。本条では、区長により招集された定例会は、議決によって会期（定例会の期間）を決定することを明記しています。一度決定した会期を延長する場合も、議決が必要です。

会期は、提案された案件の審議を行うために必要な日数で決定します。予算又は決算を審議する定例会（第1回、第3回定例会）では約35日間、その他の定例会（第2回、第4回定例会）では約20日間を要しています。

※杉並区議会の定例会は、おおむね以下の期間に開催されています。

第1回定例会 2月～3月の間

第2回定例会 5月～6月の間

第3回定例会 9月～10月の間

第4回定例会 11月～12月の間

★会議規則第3条（会期）の改正もあわせて行う必要あり

◆定例会の流れ◆

定例会は、本会議→各委員会→本会議の順の日程で進行します。

本会議は、議場に議員全員が集まって行われる全体的な会議で、前半の本会議では、区政全般についての質問とその回答、議案（区長等からの提案案件）の説明を受けるなどの内容で行われます。

委員会は、議案や請願・陳情の実質的な審査などを行います。

区の仕事は多種多様で内容も複雑なため、議案や請願・陳情の審査は部門ごとの委員会に任せ（委員会に任せることを「付託する」といいます。）、効率的に、詳細な議論を行い、結論を出します。（付託を省略する場合は、議決により決定します。）

定例会の最終日に再度本会議が開かれ、委員会での審査結果を報告したうえで、議員全員で賛成・反対の採決（＝議決）を行い、最終的な意思決定を行います。

○主な検討内容

条文 … わかりやすい条文にするため、定例会の開催月を記載する方向で検討していたが、区長の招集権を考え合わせた結果、条文からは削除することとした。（解説文には記載する。）

（臨時会）

第17条 臨時会は、次の定例会を待たず(※)審議する必要が生じたときに区長が招集し、議決により会期を定めるものとします。

2 法第101条第2項又は第3項の規定に基づき、区長に対し、次の各号に掲げる場合において臨時会の招集を請求することができます。

一 議長が、議会運営委員会の議決を経て、(※)付議事件を示したとき。

二 議員定数の4分の1以上の議員が、(※)付議事件を示したとき。

3 (※) 前項に規定する臨時会の招集を請求したにもかかわらず、区長がこれを招集しない場合、議長は臨時会を、前項第一号に該当するときは招集することができ、同項第二号に該当するときは招集しなければなりません。

(※) 法務担当に相談が必要

➡ 「審議」、「付議」のどちらかに統一した方が良いか

➡ 第3項の文章は問題ないか

【解説文】

この条は、臨時会（必要に応じて区長が議員全員を招集する議会の会議）について規定しています。

第1項で、臨時会は、閉会中（定例会が行われていない期間）に審議すべき案件が生じた場合、区長が招集し、議決によって会期（臨時会の期間）を決定することを明記しています。

第2項は、議会が審議する案件を示し、区長に対して臨時会の招集を求めることができることを明記しています。招集の請求を受けた区長は、請求があった日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。

第3項は、区長が招集請求に応じない場合の議長の招集権について明記しています。

臨時会の招集権限は、原則として区長が持っていますが、第2項、第3項の規定は、議会側が必要と認めるときに臨時会を開催することができるよう保障されるものとなっています。

臨時会は、案件の内容によっては委員会を開かず、本会議のみで終了する場合もあります。

○主な検討内容

条文 … 議長又は議員からの招集請求に区長が応じない場合の規定を、第3項に追加した。（文言については法務サイドの確認が必要）

第6章 会議

（本会議）

第18条 自治体又は議会の最終的な意思は、議場に参集したすべての議員により構成される定例会又は臨時会の会議（以下「本会議」という。）において決定します。

~~2 議事、発言、質問、表決及び会議録等、その他本会議に関して必要な事項は、別に会議規則等で定めます。~~

【解説文】

この条は、本会議について規定しています。

本会議は、すべての議員で構成される定例会及び臨時会の会議です。本会議では、地方自治体である杉並区としての最終的な意思決定（＝団体意思の議決）と、議事機関である杉並区議会としての意思決定（＝機関意思の議決）を行うことを明記しています。

団体意思の議決事項は、この条例の第13条でも定めていますが、条例の制定・改廃、予算、決算、予定金額1億5千万円以上の工事やものをつくる契約を結ぶこと、基本構想（区の最上位の計画）の策定・変更などがあります。

機関意思の議決事項は、代表的なものとして、区の事務の検査や監査の請求に関すること、請願・陳情の採択（不採択）、意見書の提出、決議、議員に対する懲罰（地方自治法、会議規則などに違反した場合のペナルティ）などがあります。

○主な検討内容

- 条文 …
- ・もとの案文の構成を見直す必要があり、議長・副議長の選出、説明員の出席についての項を削除することとした。議長・副議長の選出については、第6条（議長の役割）に記載するべきか、検討中。
 - ・もとの案文第1、4、5項を一文にまとめた条文に修正した。
 - ・委任規定は、別に条建てするため削除する。

※ 第19条（一般質問）、第20条（代表質問）は一つにまとめて、第19条（質疑・質問及び討論）とする方向で検討中。

以下、第20条（委員会の活動）、第21条（常任委員会）、第22条（議会運営委員会）、第23条（特別委員会）、第24条（その他の会議）についても検討中。